

岬町マスコットキャラクターの使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岬町マスコットキャラクター「みさっきー」と「みさきーちょ」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、岬町(以下「町」という。)に属する。

(キャラクターの使用)

第3条 キャラクターを使用しようとするときは、あらかじめ岬町長(以下「町長」という。)の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 町及び町職員が町の事務事業のために使用する場合
- (2) 国、地方公共団体及びそれに準ずる機関が広報及びそれに準ずる業務の目的で使用する場合
- (3) 町が主催する事業の開催に協賛又は参加する団体が当該事業の広報の目的で使用する場合
- (4) 報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- (5) キャラクターに愛着を持つ住民等が第5条の規定に抵触せず、個人的に又は家庭内、あるいはこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合

(使用承認申請)

第4条 前条の規定による承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ岬町マスコットキャラクター使用承認申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクターの使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他町長が必要と認める書類

(使用の承認)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認める場合
- (2) 町の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合

- (8) 立体物で、その表現がキャラクターの立体物と認められない場合
- (9) キャラクターの著しい変形その他キャラクターの使用が適当でないと認められる場合
- (10) その他、承認することが不適當と認められる場合

2 町長は、前項の規定により使用を承認したときは、岬町マスコットキャラクター使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

3 町長は、第1項の規定による申請に関し同項各号に該当するため使用が不適切であると判断した場合には、使用の不承認についてその理由を明記した岬町マスコットキャラクター使用不承認通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

（使用料）

第6条 キャラクターの使用料は無料とする。

（地位の継承）

第7条 相続人、合併により設立される法人その他第5条の規定による使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）の一般承継人は、当該使用者が有していた使用承認に基づく地位を承継することができる。

（使用上の遵守事項）

第8条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用内容のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第5条の承認を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) キャラクターであることを明記すること。
- (5) 商標登録出願及び意匠登録出願等を行わないこと。

（承認の期間）

第9条 使用承認する期間は、第4条の規定による申請において特に使用期間を定めない限り、使用承認した日の属する年度の末日までとする。この場合において、当該使用承認についてその期間の満了日までに使用者から特に申出のない場合は、使用承認を翌年度の末日まで継続することができるものとし、以降も同様とする。

（承認内容の変更申請）

第10条 使用者が、使用承認の内容について変更しようとするときは、岬町マスコットキャラクター使用内容変更承認申請書（様式第4号）をあらかじめ町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請に基づき変更を承認した場合は、岬町マスコットキャラクター使用内容変更承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

（使用承認の取消し）

第11条 町長は、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該キャラクターの使用承認を取消することができる。

- (1) 第5条第1項各号に該当していると認めた場合
- (2) 第8条各号に違反すると認めた場合
- (3) 偽りその他不正な手段により使用承認を受けた場合

(4) その他町長が必要と認めた場合

- 2 町長は、前項の規定により使用承認を取消したときは、岬町マスコットキャラクター使用承認取消通知書（様式第6号）により通知する。
- 3 第1項の規定により使用承認を取消された者は、当該使用承認により作製された物品等をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 4 町長は、使用承認を取消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（経費等の負担）

第12条 町は、この要綱による使用承認の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第13条 町は、キャラクターの使用を承認したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、キャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

（情報の公開）

第14条 町長は、キャラクターの使用承認の状況等について、広く使用促進を図る観点から、キャラクターの使用承認の状況等について情報を公開することができる。

（事務）

第15条 この要綱に関する事務は、マスコットキャラクター所管課において処理する。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月10日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

岬町マスコットキャラクター使用承認申請書

令和 年 月 日

岬町長あて

申請者

住 所

氏 名 ㊞

（団体の場合は団体名及び代表者名を記入すること）

岬町マスコットキャラクターを以下のとおり使用したいので、申請します。なお、申請にあたり裏面の注意事項について確認し、使用の際はこれを遵守します。また、キャラクター使用において発生した損失について、貴町に補償等の要求はしません。

1 使用対象物件

2 使用目的

3 使用方法

4 使用場所または地域

5 使用（予定） 期間 年 月 日 ～ 年 月 日

6 使用数量（製造個数）

7 有償または無償の別 有償（売価 円） ・ 無償

8 担当者連絡先

<添付資料>

- ・レイアウト・設計図など使用方法がわかるもの（企画書等）
- ・申請者の概要、現況を示すもの

【注意事項】

- (1) 承認された用途のみに使用し、岬町長（以下「町長」という。）の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 岬町のマスコットキャラクターであることを明記すること。
- (4) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。
- (5) 商標登録出願及び意匠登録出願等を行わないこと。
- (6) 使用承認を受けた内容について変更しようとするときは、岬町マスコットキャラクター使用内容変更承認申請書（様式第４号）によりあらかじめ町長に提出し、その承認を受けること。

様式第2号（第5条関係）

岬町マスコットキャラクター使用承認通知書

第 号

令和 年 月 日

（あて先）

様

岬町長

令和 年 月 日付けで申請のありました岬町マスコットキャラクターの使用について、裏面の注意事項を遵守することを条件に承認します。

- 1 使用対象物件
- 2 使用目的
- 3 使用方法
- 4 使用場所または地域
- 5 使用（予定）期間 年 月 日 ～ 年 月 日
- 6 使用数量（製造個数）
- 7 有償または無償の別 有償（売価 円） ・ 無償

【注意事項】

- (1) 承認された用途のみに使用し、岬町長（以下「町長」という。）の指示する条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 岬町のマスコットキャラクターであることを明記すること。
- (4) 承認にかかる物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真をもって代えることができるものとする。
- (5) 商標登録出願及び意匠登録出願等を行わないこと。
- (6) 使用承認を受けた内容について変更しようとするときは、岬町マスコットキャラクター使用内容変更承認申請書（様式第4号）によりあらかじめ町長に提出し、その承認を受けること。

様式第3号（第5条関係）

岬町マスコットキャラクター使用不承認通知書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
様

岬町長

令和 年 月 日付けで申請のありました岬町マスコットキャラクターの使用について、下記の理由により使用を承認しないことを通知します。

理 由

様式第4号（第10条関係）

岬町マスコットキャラクター使用内容変更承認申請書

令和 年 月 日

岬町長あて

申請者

住 所

氏 名 ㊞

（団体の場合は団体名及び代表者名を記入すること）

令和 年 月 日付け 第 号で承認された岬町マスコットキャラクター使用内容を次のとおり変更したいので、変更申請します。なお、キャラクター使用において発生した損失について、貴町に補償等の要求は致しません。

1 変更したい理由

2 変更項目及び内容

変更項目	変更前	変更後

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

岬町マスコットキャラクター使用内容変更承認通知書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
様

岬町長

令和 年 月 日付けで申請のありました岬町マスコットキャラクターの使用内容変更について、以下のとおり承認します。

変更項目	変更前	変更後

様式第6号（第11条関係）

岬町マスコットキャラクター使用承認取消通知書

第 号
令和 年 月 日

（あて先）
様

岬町長

令和 年 月 日付け 第 号により承認した岬町マスコットキャラクターの使用について、
下記の理由により使用承認を取消します。

取消理由